平成２５年（フ）第７９号
福岡県宮若市原田97番地
債務者　樋口　芳次
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１５号
大分市大字奥田720番地の４
債務者　佐藤　里佳
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３０号
大分市大字中戸次5851番地の１　カーサグレイスＡ202
債務者　小林留美子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３４号
大分市小佐井２丁目４番11号　チェリーブロッサム・セリエ202
債務者　澤村　正人
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４４号
大分市下郡東１丁目７番16号　カーサ・フェリーチェ204、従前の住所大分市大字宮崎1633番地の１　タウニイ神崎Ｃ201
債務者　藥井　次男
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
富山市新庄町80番地15
債務者　有本クレーンこと有本商店こと　有本正幸
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘１丁目17番地
ハイム６―203号室
債務者　定免外三雄
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２７号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘１丁目17番地
ハイム６―203号室
債務者　定免　和子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４２号
石川県白山市村井東１丁目６番地１　村井団地県営住宅１号棟６号室
債務者　市村　隼一
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第８号
石川県能美市宮竹町イ１番地１、従前の住所石川県金沢市額新保３丁目279番地４
債務者　庄田工房こと　庄田　　修
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第９号
石川県能美市宮竹町イ１番地１、従前の住所石川県金沢市額新保３丁目279番地４
債務者　庄田　洋美
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１０号
石川県小松市符津町い32番地１　サンヴィレッジ粟津駅前103号、従前の住所石川県能美市中町ツ126番地
債務者　木村　貞光
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１６号
長野県下伊那郡喬木村1560番地３
債務者　中島　美子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１２号
三重県鈴鹿市大池３丁目５番26号
債務者　濵野　憲治
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２５３号
三重県桑名市星見ヶ丘５丁目1709番地
債務者　岩田　元幸
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第８号
三重県桑名市多度町香取281番地２
債務者　伊藤　勝也
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
三重県四日市市あがたが丘２丁目10番地９
債務者　上原　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係